

財閥解体と戦後日本の経済復興

1月31日 宮崎祐介

はじめに

第2次世界大戦後の日本経済は、55年までに戦前と同様の生産能力を回復し、以後、年率10%程度の実質成長率を記録した奇跡の高度成長を迎えることとなった。この高度成長を可能にしたのは、戦中に破壊された日本国内の生産設備の回復と、GHQがおこなった「農地改革」、「労働改革」、「財閥解体」という3つを柱とした戦後日本の民主化政策によるところが大きいだろう。

そこで、この論文では特に財閥解体を取り上げ、持株会社によるピラミッド型の支配構造の解体とその帰結、併せて、45年から55年までの経済復興期にとられた日本側の経済・財政政策とを分析することで、両者の関連性を考察するとともに、それぞれがどのように戦後の復興と関係していったのか、この時期の歴史的な意義を探ってみたいと思う。日本の再軍備化防止と戦後賠償という2つの目的からおこなわれた財閥解体が、生産性回復に結びつくまでの過程と、国内での財政政策を考察することで、高度成長期に見られた高い生産性をもたらした戦後復興の道のりを捉えてみたい。

1. GHQによる財閥解体の当初目的

(1) 「日本の再軍備化防止」と「賠償問題」の二面性

1945年10月22日、GHQは「主要金融機関又は企業の解体又は生産に関する総司令部覚書」を発し、三井・三菱・住友・安田の4大財閥を含む計15財閥に対し、これら財閥が自己の資産処分を操作することを防止し解体・清算の制限を行うために、その事業内容、資本構成等の報告の提出方を指令している。このことは、現在、いわゆる「十五年戦争」と呼称される、1931年9月の満州事変勃発から第二次世界大戦終結まで、軍事面での重工業部門を支え戦争継続のための経済的基盤を提供し、戦渦のなか莫大な利益を獲得していた財閥を解体させることで、日本の軍国主義の壊滅を図ろうとしたものであると考えられる。また、当時のGHQ経済科学局長であったR・クレーマーは、マッカーサーによるいわゆる五大改革（すなわち、(1) 婦人参政権、(2) 労働組合結成奨励、(3) 教育の自由主義化、(4) 警察国家的諸制度の廃止と人権を保護すべき司法制度の確立、(5) 独占的経済機構の民主化の五つ）を受け、この覚書の発布以前に、財閥に対する2つの基本姿勢について発言している。それはすなわち、ポツダム宣言に沿って三井・三菱・住友・安田等、戦争中に巨額の利益を得た財閥系企業から戦時利益を回収することで、日本人の脳裏に戦争が決して有利な事業とはなり得ないことを認識させることと、全体主義的な独占力を持った経済勢力の消滅という旨のものであった。

上記の4大財閥に関して言えば、これら4大財閥は第二次世界大戦中の4年間(1941年12月8日、日本側のハワイ真珠湾攻撃によって開戦、45年8月14日の連合国ポツダム宣言の受諾まで)で巨大な発展を遂げている。例えば重工業において、全国投資額に占める割合を18.0%から32.4%に増やし、金融においては25.2%から49.7%に増加させている。このことは一方で、4大財閥の目覚ましい成功を意味するものであり、4大財閥が戦時中に軍事面で多大な貢献を果たしていたことの証明となるものである。

GHQの財閥解体の手法としては、独占資本そのものではなく、日本に特有の形態である系列型の「頂」部分を解体する形がとられた。つまり、財閥の持株会社から子会社あるいは孫会社を切り離し、その所有株式を処分、人的兼職を禁止し、取引の自由競争を系列間で制限する行為や契約などを禁止した。そして、三井・三菱・住友・安田・鮎川・浅野・古河・中島・野村・大倉の10財閥の全資産並びにその家族の保有する株式及び財産を、10年間譲渡禁止の国債に改変する方法がとられている。GHQは、1945年10月の「主要金融機関又は企業の解体又は生産に関する総司令部覚書」に続いて、同年11月に「持株会社の解体に関する件」という連合軍覚書を発布している。この中では、「私的独占、取引制限、好ましからざる経営者の重複及び好ましからざる証券保有関係を排除、防止し、また銀行の勢力を商工農業から分離することを確保し、また商工農金融の全ての業者に競争の平等の機会を与えるような法律の制定」が命令付けられており、財閥解体後の日本経済の民主化を恒久的なものとするために、1947年4月に独占禁止法が成立することとなる。

次に、被災国に対するこの時期の対日賠償問題に関して考えてみたい。戦後間もない日本にとって、その復興という観点から見ても、この問題は非常に重大なものであり、とりわけ再生産の担い手である企業にとっては非常に脅威であった。まず、1945年12月7日の「ポーレー中間報告」、次いで46年5-12月の極東委員会「中間賠償計画」を経て、同年11月16日には「ポーレー最終報告」が発表され、日本の産業部門に関する政策の指針が示されたが、これらに盛られた基本原則は日本経済の徹底的な非軍事化に置かれたものであった⁽¹⁾。同時に、日本国民の生活水準を日本の侵略を受けたアジア諸国民のそれを上回らない水準に留め、そのための必要を上回る重化学工業設備及び在外資産を賠償に振り向け、賠償指定に際しては財閥系企業を優先的に選定するという極めて厳しい内容が盛られている⁽²⁾。

GHQは、上記の「中間賠償計画」に基づき、46年中に二次に渡り、陸海軍工廠、航空機、軽金属、工作機械、硫酸、造船、球及びコロ軸受、鉄鋼、ソーダ灰、塩素、苛性ソーダ、火力発電所、民間兵器、人造石油、人造ゴムの各業界1002工場を賠償指定してその管理下に置き、これらの工場は撤去までの間にSCAPの管理の下、平和産業に転換して操業が許されるという状態に置かれた⁽³⁾。この時期、賠償施設の配分方法を巡る連合国間の対立、また、アメリカ内部で陸軍省を中心とした対日賠償問題を再度検討し直す声などもあり、「中間賠償計画」に沿った賠償問題は頓挫する側面も見せている。しかし、47年4月3日、アメリカは極東委員会での妥結を待たずに、単独でSCAPに対しこれらの指定工場の

有する生産能力の30%相当を、賠償支払いの前渡しとして中国・フィリピン・オランダ(蘭印)・イギリス(これはビルマ・マラヤ及び極東の植民地による)向けに取り立てる旨の中間指令を発した。この取立ては生産基盤の奪取の開始とも映り、日本の企業は将来の生産に関して見通しが立てにくくなり、以後、全体的に不安な状況に陥ることとなった。さらには、47年6月22日、極東委員会が財閥保有工場を最優先とする賠償指定工場引渡し順位を採択し、こうした不安に拍車を掛けることとなった。

さて、この時期における財閥解体の進捗状況であるが、既に述べた通り、45年11月6日のSCAP覚書「持株会社の解体に関する件」で三井・三菱・住友・安田の四大財閥の解体が決定されるとともに、同覚書による日本政府に対する追加計画提出指令に基づき、11月24日には企業の解散や資産処分を大蔵大臣の認可制とする制限会社令が公布施行され、翌46年8月までに1163社、47年6月までに3725社が指定された。また、46年8月には持株会社整理委員会が同時に活動を開始し、五次にわたって83社の持株会社指定を行い、四大財閥本社の他、鮎川・浅野・古河・中島・野村・大倉等24の中小財閥本社を解散、その他の現業部門を有する持株会社は、株式・社債を処分した上で企業再建整備法による再建計画を47年8月末までに提出することとされた。さらに、46年11月には会社証券保有制限令により、指定持株会社以外の企業の持株処分、企業間の役員兼任禁止が命令され、47年3月には、財閥家族56名の指定があり、所有有価証券の持株会社整理委員会への譲渡が行われている。

1945年10月22日に発布された財閥解体の覚書(「主要金融機関又は企業の解体又は生産に関する総司令部覚書」)は、当時、日本政府の財閥解体に対するGHQの警告という側面を有していたと言える。つまり、時の外務大臣であった吉田茂は、外人記者団との会見において古くから存在する財閥の日本の繁栄に対する貢献度、こうした財閥を解体することへの疑問等を語り、財閥を擁護する姿勢を見せているし、また財閥解体の覚書に接した日本政府が直後に発表した「財閥の改組に関する連合国の根本方針に対しては、政府はこれに反対する意思を有せしことなく、また今後もかかる意思を有するものにあらず、従ってその自発的改組にあたっては、連合国の方針を体し、適當の処置を講ずる所存なり」という声明の中でも「解体」ではなく「改組」という言葉が用いられている所からも、日本政府の財閥解体に対する消極的な姿勢を伺うことができる。こうした日本政府の対応に対し、GHQは日本の自主的な民主化への転換を促しつつも、一方では要所要所で命令を下し、持株会社の解体、財閥家族の企業支配力の排除、株式所有の分散化といった狭義の財閥の解体から、独占禁止法の制定といったより広義の集中排除までを実現させ、日本の民主化への土壌を生成したと行うことができよう。しかし実際の利害関係について言えば、戦後の復興を第一線で担うべき日本の企業群にとって、この45-47年の間に施された一連の政策は、その生産能力を規定し生産復興の担い手としての積極的役割を果たし得ない状況に留める結果へと作用したと言える。GHQの最初の意図であった日本の再軍備化防止と賠償問題の解決は、両者に対するGHQ、とりわけアメリカの政策に基づく施行によって、日

本の企業に深刻な不安を与えたと言えるのではないか。

2．戦後インフレと傾斜生産方式

(1)石橋財政と経済復興

次に、生産性の回復を目指しておこなわれた国内政策について触れることとする。第二次世界大戦後、日本は空前のインフレーションに苦しむこととなった。戦時中に生産設備が破壊されたこともさることながら、終戦の処理を管轄した GHQ の生産活動の再開に対する一連の政策は、古くからの日本の大企業にとって、それらを戦時中の日本軍国主義の担い手として徹底的に危険視したものであり、積極的な解体を促すものであった。従って当時の日本国内は、生産の活性化に向けた道標が定められず、全体的に沈滞感が漂っていたのである。46年の9月に、日本の生産活動は敗戦直後の停止状態と比較して1935 - 37年平均の戦前水準の30.4%に回復したが、その後は10月29.4%、11月28.8、12月27.7、47年1月26.2、2月24.7と絶対的に低下し、同年3月には再び30.8%に持ち直したものの4月には29.2に再度落ち込む状態にあり、46年2月の金融緊急措置によって一時抑えられた戦後の爆発的なインフレーションは、9月には通貨発行高が緊急措置直前のピークを突破し、再び悪性の状態に突入することとなる。

このようなインフレーションは、日本の財政政策に依る所も大きかったと言える。当時の第一次吉田茂内閣蔵相であった石橋湛山がおこなった「赤字財政」がそれである。戦後の爆発的なインフレーションを金融緊急措置によって一時的に抑え込んだ後、生産の再開が急務であることは誰の目にも明らかであり、46年5月に成立した吉田内閣は、労働者階級に広まっていた資本の生産管理という対抗姿勢を非合法であるとし、資本による生産再開に裏打ちされたインフレ政策を展開した⁽⁴⁾。石橋蔵相は46年7月に開かれた第90帝国議会の財政演説において、「今日の甚だしいアンダー・エンプロイメントの状態下においての通貨の膨張と物価騰貴とは、たとえインフレであるとするも普通の意味のインフレでは決してなく、デフレ政策によって処理し得るものでは断じてない。国に失業者があり遊休生産要素の存する場合の第一要素は、これらの遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開せしめることにある。この目的を遂行するためにはたとえ財政に赤字を生じ、ために通貨の増発を来すとも何ら差し支えないのみか、それこそかえって真の意味の健全財政である」と言明し、既に幣原喜重郎内閣が編成していた46年度予算に、七次に渡って補正を加え、徹底した赤字財政を実行したのである⁽⁵⁾。

石橋財政では、最終予算の一般会計歳出規模が前年度約290億円の4.1倍に当たる1190億円に達し、歳入の53.1%を実質的に公債及び借入金に依存しており、他に特別会計の赤字約370億円についても公債並びに借入金で賄っている⁽⁶⁾。このような赤字財政下では政府資金の民間に対する大幅な支払い超過をもたらすこととなり、日銀券増発の主因となりインフレーションを高進させた一方で、民間の資金需要の増加による預金引出しや貸出の増

加、その反対の作用としての預金の停滞を通じて市中金融機関の預貸率を悪化させ、それを日銀信用の膨張によってカバーするという結果を生み出し、これが通貨膨張によるインフレーションにもう一つ拍車を掛けることとなった。

戦後間もない日本国内にあって、生産物の価格がしっかりと定まる環境が望めず、企業の生産に対する意欲も盛り上がりようのない状況にあって、石橋財政の期待通りに物価の騰貴は高進したが、石橋が真に願っていた生産の再開はこれに追い付かず、期待はずれの結果を招くこととなった。国内の生産状況として見た場合、悪性インフレの環境の下では、企業はストックのヤミ価格に乗じた横流しや、生産といってもせいぜいストックの食い潰しによる消費財生産に熱を入れるだけで、生産期間の長い生産財生産には取り組みの重点を置こうとはしなかった。従って、生産財は横ばいで推移したまま消費財の方は46年2月以降9月まで増大したが、生産財のストックが底をついてきた10月以降は縮小に転じ、46年秋から47年初めにかけて縮小再生産を記録することとなる。GHQが発令する一連の政策も関係して、悪性のインフレーションのなか、企業は長期的な生産を見据えた資本蓄積をおこなうことができず、場当たり的なその日暮らしの経営を行うに留まり、日本経済はインフレーションと過少生産の悪循環にはまり込んでいたと言える。しかるに、石橋蔵相の「赤字財政」は、このような悪循環形成の肩入れを果たす結果になったと評価することができるのではないか。

但し、このインフレーションが資本にとって全く無意味であった訳ではない。生産量の拡大に結び付く決め手としてはやや威力を欠いたものの、市中金融機関等を通じて貨幣の循環は良くなり、個別資本にとっては投機的利潤の獲得の条件となった。また、全体として賃金騰貴を抑制することによってパニックの回避を可能にした。ただ、上に述べてある通り、生産量、とりわけ生産財生産の拡大に企業の目が向けられることがなく、46年秋以降に縮小再生産を顕在化させることによって資本蓄積の阻害要因に転化してしまい、貨幣の膨張が国民経済としての破綻を必然的なものにしてしまう危機を呼び込んだのであった。こうして、石橋財政は46年末から47年春にかけて、大幅な政策の転換を余儀なくされることとなる。貨幣の膨張の抑制と生産拡大のための根本的な欠陥を打開するために46年11月に公債の市中消化を目指す救国貯蓄運動、47年2月に重点産業への産業資金配分計画、同年3月に同じ目的による金融機関融資準則の制定等が実施され、47年度予算は、一般会計に限ってであるが収支均衡予算として編成された。しかし、こうした一連の措置も決してはかばかしいものではなく、折しも「二・一ゼネスト」前後の社会不安も相俟って、巷間では日本経済の崩壊を警告する「三月危機」あるいは「五月危機」が叫ばれるに至ることとなる。第一次吉田内閣時において、「傾斜生産方式」と並んで着目されるべき「石橋財政」は不況とは異なる客観条件の下にいわゆるケインズ理論を機械的に適用することによって、軌道を逸した政策の積み重ねに終始した感が否めない。

(2) 傾斜生産方式の意義とその帰結

次に、「国内生産力の回復」という観点から、「傾斜生産方式」について考えてみたいと思う。46年中、日本の経済は生産財生産への投資が回復しないままに、ストックを食い潰す形で消費財生産の増大を維持していたが、生産財のストックに陰りが見え始めた十月以降は縮小の方向へ落ち込んでいる。「石橋財政」の仕掛けたインフレ政策の下で、生産財と消費財との間に部門間不均衡が発生し、企業の方も長期的なコストを要する生産財生産にはさほど力を注ごうとはしなかったことが、結果的に生産財の生産量を横ばいで推移させ、ストックの食い潰しを招き、こうした落ち込みに帰結させたと言えよう。

47年7月に発表された政府の『経済実相報告書』（第一次『経済白書』）では、この時期の生産不振の主な原因として、(1)原料及び石炭・電力の不足、(2)インフレーションの進行、(3)賠償問題の未解決という三つの事柄が挙げられているが、原料及び石炭・電力の不足について考えてみると、電力の源でもある石炭の採掘不振が大きく影響しているといえる。石炭生産は戦時中の乱掘に加え、坑木などの資材の不足、戦時中に炭坑労働者として採掘に従事していた朝鮮人や中国人等の戦後の離山、さらには、吉田首相が四七年の年頭の辞において、一部の労働運動指導者を「不貞の輩」として非難し、このことが問題化されたのに象徴される労働攻勢の激化等の要因によって激減し、戦時最高(1940年)の5630万トンから46年の2250万トンに半減している。その結果として、石炭の産業別荷渡し実績も戦前の36年と比べ46年のそれは、鉄鋼・電力で各5分の1、化学2分の1、繊維10分の1とそれぞれ大幅に低下し、炭質の劣化も相俟ってこれらの諸産業に深刻な打撃を与えることとなった⁽⁷⁾。とりわけ鉄鋼業では、46年中の石炭推定需要量約200万トン余りに対し、配当可能量はわずか47万トンとほぼ5分の1にしか過ぎず、同年の平均稼働率は高炉2.5%、平炉2.8%に落ち込むことになるなど、石炭の不足と4月4日の全日本鉄鋼産業労組の発足に伴う労働環境の変化とが、鉄鋼業全体に不利益をもたらすという悪循環に陥っていくこととなった⁽⁸⁾。このような状況の中、12月27日の閣議において第4四半期物資需給計画が決定され、石炭増産に一切の施策を集中し、石炭・鉄鋼を中心とした生産の増大を実現させるための政策が、いわゆる「傾斜生産方式」であった。

この方式は、当時吉田首相のブレインであった有沢広巳が構想したものであると言われ、日本国内に存在する主要な基礎的素材である石炭の生産・確保に向けてあらゆる経済政策を集中させることが目的とされた。具体的には、(1)吉田=マッカーサー交渉の結果、輸入が可能になった月約1万3000キロリットルの重油の全量を鉄鋼部門に投入し、石炭もここに最重点配当する、(2)これによって増産した鉄鋼を石炭部門に集中的に投入する、(3)石炭部門はその鋼材で出炭施設を整備し増産に努力する、(4)増産された石炭は鉄鋼部門への増配に振り向け、これによって再び鉄鋼の増産を促進し、その増産分をまた石炭に配給する、(5)この操作を繰り返しつつ、鉄と石炭の循環的増産を図るという内容のものであった⁽⁹⁾。直前に述べてある第4四半期物資需給計画の中において、47年中の石炭生産目標を2700万トンから3000万トンに引き上げることが目指されており、炭坑労働者への食糧・衣料の特配、また10月8日に公布された「復興金融公庫法」に基づいて47年の1月

25 日に開業した復興金融公庫を拠点とする重点融資、この頃既に実施されていた石炭等の二重価格制による価格調整補給金等を通じて、労務・資金・財政面からの幅広い押し上げ体制が確立された。また、これらの措置に加えて、47 年 1 月には重要生産資材 17 品目の配給統制と、そのための各種公団の設立等が施されている。

だが、この「傾斜生産方式」は、限られた石炭資源を上手く利用し集中的な生産の増大に貢献したという評価がある反面、計画通りの成果を収めることはできず、むしろ経済間の不均衡を一段と増大させたと言うべき側面が強い。傾斜生産がその理想通りに進んでいれば、生産は 1 年間で戦前の 50% にまで回復するはずであったが、現実的には、47 年 1 - 3 月期の実績は、重油の輸入が間に合わなかったこともあって目標を下回り、鉄鋼向け石炭は 87%、銑鉄 72%、鋼材 76% に留まったからである⁽¹⁰⁾。しかも、鉄鋼の生産が目標に達しなかったにも拘らず、炭坑に向けた鉄鋼の配当は 97% 実施されたため、他産業の方へ配給された鉄鋼は総需要量の 1 割をも満たすことができなかつたのである。また、渇水期にも拘らず配炭減となった電力部門では、工場・家庭向け送電制限の大幅な実施を余儀なくされ、また輸送面でも、46 年末の滞貨がそのまま 4 月以降に持ち越され、炭坑用鋼材の輸送さえ円滑さを欠くこととなったのである。つまり、石炭と鉄鋼の相乗的な生産の増大は、双方の増産が意図した通りに積み重ならずに、他の産業部門にその成果が滴り落ちることがなく、その結果として逆に傾斜生産方式そのものが、改善されることなく留まった当時の経済環境に捕われることとなってしまった感がある。

このように「傾斜生産方式」は、戦後の経済復興に関して、当時の日本が持ち得る限りの生産資源（石炭）を特定の産業部門（鉄鋼業）に傾注することによって、戦時下で破壊された生産設備の回復を目指すという目標を達成することなく放棄された形となった。それは、石炭と鉄鋼の生産が理想通りに相乗効果と呼び込むことができなかつたこと、またそのような環境形成を阻害したあらゆる外的要因の存在にのみ原因が求められるのではなく、当時の日本の復興政策を担った第一次吉田内閣の政策的矛盾に基づく部分も大きいと言うことができよう。

この政策的矛盾についてより具体的に言えば、それは既に述べた通り、金融政策上は意図的なインフレーションを創出し経済全体の活性化を狙っている反面、生産の復興に関する政策ではこうしたインフレの状況を省みることなく、長期間の時間的コストを必要とする生産財の生産を奨励しているという点に凝縮されるだろう。つまり、インフレの下では、貨幣量の超過から消費財の価格が高騰するため、企業は利潤獲得の動機からストックを次々と売りに出す。しかし、この時期の日本企業の多くは減ったストック分を安定的に補完するだけの再生産能力を有してはしなかつた。つまり、ストックの食い潰しでしなかつたのである。吉田内閣では、再生産能力を育成するために「傾斜生産方式」によって鉄鋼等設備部門における資材の充実を図っているが、一方では民間経済においてインフレを推進しており、企業が再生産性の確保に目を向けるという状況を発生させることができなかつた。まして、「ヤミ価格」などに基づく横流しが隆盛を極めた程に絶対的に消費財が不

足したこの時期の日本経済では、インフレ政策は本質的な意味を持ち得ないものだったと言えよう。当時の日本経済の最重要課題は、如何にして再生産性に裏付けられた供給を実現するかというものであり、資本主義経済の基礎基盤となる「再生産性の確保」と資源の効率的な配分を可能とする市場の整備だったのであって、こうした視点に欠けたインフレ政策では理に適った成果は期待できなかったのである。つまり、第一次吉田内閣が施行した「赤字財政」並びに「傾斜生産方式」は、適時の順番性について十分な考慮が為されなかった政策だったと言わざるを得ない。これでは一貫性を持った効果を期待できなかったのである。国内経済の生産性回復にむけて、破壊された生産基盤を修復すると同時に、民間に設備への投資を促す契機となるべき政策としては、物足りない結果となった。

3. 経済再建の軌跡

・ 占領軍の対日占領政策の転換

これまで見てきたように、第二次世界大戦終結後、日本はGHQ占領の下で、軍備の再開を抑制され、戦時中に戦災を被った国々に対する賠償の問題について解決を求められてきた。GHQの指令に基づき、日本に存続できる工場の規模が規定され、財閥系企業のそれを優先的に、国民の最低生活水準を維持するために必要な数量以上の生産拠点は順次、賠償のためにGHQの監督下に置かれたのであった。このことは日本の実益のみについて言う場合、戦後の復興を妨げる重大な問題だったと言えよう。分けても財閥系企業は、一方で戦時中の日本軍部との結び付きや経済面における軍需的利益の獲得が否定されるべき反面、日本の産業にとって多大なる影響力を持っていたのであり、これを解体するというGHQの着眼点は日本の経済基盤を揺るがすにはこれ以上無いものであったとすることができる。

さて、こうした日本対占領軍、中でもアメリカとの関係は、当事国である二国間のみで完結するものではなく、外部の国際情勢によってその関係の在り方が決定されるという側面もあり、この意味に関して、1947年後半から48年末にかけての時期は、これまでの二国間の関係を非常に流動的なものとし、GHQの対日占領政策にも従来通りの路線の継承から、それを大きく転換させるような変更の流れが確認されることとなった。それはつまり、48年1月に米陸軍長官ロイヤルがサンフランシスコで行った「日本を共産主義に対する防壁にする」という演説に象徴される、冷戦構造の本格的形成によるものなのである。この年の4月には、ソ連によるベルリンの陸上輸送規制を強化するベルリン封鎖が開始され、日本の経済的自立の早急な達成という課題がアメリカにとって重要な問題となったのである。

GHQによる対日占領政策の転換の流れは、まず、アメリカ本国陸軍省のイニシアティブの下に、対日賠償政策の緩和という形で表れた。1945年に来日した連合賠償委員会のアメリカ代表であったポーレーが発表した「中間賠償計画」に基づく工作機械製造・鉄鋼等の工業設備の移動、GHQの指定工場の発表に合わせて賠償のための第一優先施設として軍

需工場約 400 が GHQ の管理下に置かれるといった決定、さらには鉄鋼・工作機械の 4 分の 3、火力 200kw、綿紡機 300 万台以上の設備撤収等を定めた対日賠償に関するポーレー賠償の最終報告の発表などは、いずれも日本の産業復興にとっては好ましくないものであった。しかし、1947 年の 1 月 28 日に来日した米陸軍省派遣のストライク調査団は、「35 年の国民生活水準を考慮し自給自足に足る経済を残す」として、工業再建の許容水準を引き上げるとともに、賠償計画の見直しを勧告する内容の報告書を 1 月 18 日に GHQ に提出し、ポーレー案の緩和を促している。また、調査団に同行した陸軍省民事部のチュシエル・グイン大佐の報告は、中間賠償レベルを最終レベルとすることを提案している。これらは当時公表されなかったが、ワシントンではポーレー・グループの反発を買い、「ポーレー報告」との妥協の産物として、4 月 8 日に SWNCC236 分の 43「日本における賠償撤去」が採択され、GHQ が再度撤去の順位・工場存置の原則等賠償に関する米國務省指令を発表している⁽¹¹⁾。陸軍省はさらに、7 月に民間委託の形で第二次ストライク調査団を派日し、48 年 3 月 9 日にその報告書の全文を発表した。報告は A 部と B 部からなり、A 部は SWNCC236 分の 43 に沿ったものであったが、むしろ B 部の方に本音があり、それは、軍需工業施設を除くほとんどの重要産業施設の撤去を解除しただけでなく、賠償施設をアジアの被戦災国の工業化に向けるというポーレー原則を正面から否定し、冷戦の論理に基づいた日本の工業的自立を掲げており、日本の経済復興のための外的援助の必要性について言及したものであり、それが積極的に意図する部分において、これまでの対日占領政策とは全く正反対のベクトルを示すものであった。

こうした政策変更の流れが日本側に歓迎されたのは言うまでもない。翌日の 3 月 10 日には、初の社会党政権であった片山内閣の後に、民主・社会・国民協同の 3 党連立政権の芦田内閣が成立し、経済再建をより意識した国内政策の運営に期待が高まり、アメリカを主体とする GHQ の規制もそれに呼応するように緩和の一途を辿っている。そして、3 月 20 日に米陸軍次官ドレーパーの賠償調査団が来日し、賠償規模をさらに 3 分の 1 に切り下げること、復興のための増産と対日援助、均衡財政の確立等を強調する「ジョンストン報告書」が発表されたことにより、「ポーレー報告」と比べはるかに工場の存置能力、稼働率が高水準で確保されることとなり、経済復興の阻害要因であった賠償問題の足かせは、この時点でほぼ解消した形になったのである。

・集排法規制の緩和と経済の蘇生

ここまでは「賠償問題」に関して緩和までの一連の政策転換を述べてきたが、この時期に日本経済の再建を阻害するもう一つの重要な要因だったと言えるものが、「集排法」すなわち「過度経済力集中排除法」を巡る問題であり、これは GHQ の財閥解体という占領政策に強く依拠するものただけに、戦後間もない頃の GHQ の意図と、時間の経過とともに動いた国際情勢の中における日本に対する占領政策の変化との乖離を推測するための一つの明確な証拠となるものと考えられる。

「集排法」は1947年の12月18日に公布された時限立法であり、49年の6月30日までの効力が予定されていたが、その是非を巡っては、アメリカ国内でも意見が分かれることとなった⁽¹²⁾。「集排法」成立に至るまで、日本は一貫して抵抗の姿勢を崩さなかった。47年7月18日の集排法に関するSCAPの内示に対し、当時政権を担っていた片山首相はマッカーサー宛新書で緩和の懇請をしたが全面的に拒否され、閣議を経て国会に提出された原案が公表されるや否や、それが日本経済を破壊に導くとする批判が噴出することとなる。それでもGHQは強い圧力をかけ、原案の頭に「過度」の一句を付けて名称を修正した後、会期末日の12月9日午後12時過ぎに、時間の針を12時で止めさせて成立にこぎ着けさせたのであった。この施行に基づき、各産業部門で独占的な力を持つ大企業を分割し自由競争体制の創出を目指す方向性が定められると同時に、先に施行されていた「独占禁止法」の主旨がさらに推進されるというGHQの意図があったのである。しかし、この時のアメリカ国内には、対日占領政策に対して別の見解が発生していたのであり、その見解は日本の「共産主義化」を危惧するものであった。第二次ストライク調査団の一員として来日した知日派の法律家J・カウフマンが、連合国の対日占領政策の最高決定機関である極東委員会(FEC)の作成した政策内容に対し、「日本を共産主義に追いやるもの」という警告をしたことに端を発し、ドレーパー陸軍次官がその指摘の裏付け調査を行い、共通の認識を持つに至ったことから、陸軍省・国務省レベルでの公的な政策転換の作業が開始されたのである。アメリカ政府当局もこうした事態を無視し得なくなり、12月24日にラヴェット国務次官が「アメリカは日本財閥会社の経営及び所有方式に関するこれまでの態度を修正するため目下財閥問題を全面的に再検討している」という内容の談話を発表している。また、翌48年に入り、1月6日のロイヤル陸軍長官の演説では、FECの占領政策の修正が示唆され、賠償に関するジョンストン報告書でも、集排政策の緩和が勧告されている。日本国内ではSCAPが引き続き集排法に基づく経済力分散の既定路線を堅持していたが、アメリカ国内の意見がFECへの支持撤回というものに固まったこともあり、マッカーサーも次々に集排指定を解除するようになる⁽¹³⁾。このことは同時に、GHQの監視が取り払われた日本の経済活動の開始を意味するものであり、GHQは占領政策上、道半ばで日本の経済的自立に関しそのイニシアティブを授けることとなったのである。

おわりに

55年までの日本経済は、GHQを中心とした対外的な政策と、国内的な政策の2つの間で戦後の復興を模索した時代であったと言える。対外的には財閥解体を始めとするGHQによる民主化政策が進められ、国内的な政策としては日本の生産性の回復に重点を置いたものが重視された。財閥とは、戦時中に軍部との関係において軍需産業を担う一方で、日本の生産活動の中心的役割を担う存在でもあった。日本にとって、敗戦の混乱の中で財閥の解体を進めることは、復興の担い手を失うに等しい側面もあったと考えられる。

また、財閥解体をめぐるのは、50年の朝鮮動乱に象徴される東西冷戦構造の激化のように、国際的な要因によってGHQの対日占領政策が転換されたこと、それに伴う日本経済の自立と急拡大において再び「独占資本」の台頭を許したという点から、GHQの当初の意図とは異なる帰結を見せたと言うことができよう。戦後日本の経済復興は、日本の経済力を削ぐ政策から、日本の活力を利用する政策への転換が見られた50年代の初頭に、その胎動が凝縮されていると考える。

(1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』3 東洋経済新報社、1976年、p. 249-258.

(2) 柴垣和夫「財閥解体と経済復興」『岩波講座日本歴史 22 現代 1』岩波書店、1977年、p. 306.

(3) 同上、p. 307.

(4) 鈴木武雄『現代日本財政史』上巻(第1巻)東京大学出版会、1952年、p. 320.

(5) 柴垣、前掲書、p. 311.

(6) 鈴木、前掲書、p. 274.

(7) 同上、p. 313.

(8) 岩波書店編集部『近代日本総合年表』(1968年)、p. 352.

(9) 柴垣、前掲書、p. 314.

(10) 同上、p. 315.

(11) 同上、p. 316.

(12) 岩波書店編集部、前掲書、p. 362.

(13) 柴垣和夫「財閥解体と集中排除」『戦後改革』7「経済改革」東京大学出版会、1974年、p. 58.

参考文献

1. 柴垣和夫「財閥解体と経済復興」『岩波講座日本歴史 22 現代 1』所収、1977年4月。
2. 大蔵省財政史室『昭和財政史』東洋経済新報社、1990-2000年。
3. 東京大学社会科学研究所「経済改革」『戦後改革』東京大学出版会、1974年。
4. 岩波雄二郎『近代日本総合年表』岩波書店、1968年11月。
5. 西江錦史郎『日本経済史』学文社、昭和53年5月。
6. 大石嘉一郎『日本資本主義の構造と展開』東京大学出版会、1998年。
7. 同『日本資本主義論』東京大学出版会、1999年。
8. 高村直助『日本資本主義論』ミネルヴァ書房、1980年。
9. 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年。
10. 野呂栄太郎『日本資本主義発達史』鉄塔書院、1930年。
11. 鈴木武雄『現代日本財政史』上巻(第1巻)東京大学出版会、1952年。